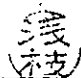




第62回埼玉県国土利用計画審議会議事録

埼玉県国土利用計画審議会規則第7条第2項の規定に基づき、
署名押印する。

埼玉県国土利用計画審議会会長 浅根 隆 

(署名委員)

埼玉県国土利用計画審議会委員 若本 公加寿江 

埼玉県国土利用計画審議会委員 石井 依子 

会 議 の 概 要

1 会議の日時及び場所

平成25年11月26日(火) 午前10時30分から午前11時20分まで
浦和ワシントンホテル 3階 プリムローズ

2 委員の出欠状況

別紙1のとおり

3 出席職員

別紙2のとおり

4 議事内容及び審議結果

埼玉県土地利用基本計画の変更(案)について(諮問)

知事から諮問のあった埼玉県土地利用基本計画の変更(案)(土地区画整理による産業団地整備に伴う坂戸農業地域の縮小)について報告を受け、質疑を行った結果、原案どおり承認する答申を行った。

5 議事の経過

別紙3のとおり

第 6 2 回 埼玉県国土利用計画審議会
委員の出欠状況

	氏 名	現 職	専門分野等	出欠
1	◎浅枝 隆	埼玉大学大学院理工学研究科教授	環境全般	出席
2	浅野目義英	埼玉県議会議員	地方行財政	出席
3	石井 平夫	埼玉県議会議員	地方行財政	欠席
4	石井 依子	一般財団法人日本不動産研究所関東支社専門役	土地問題	出席
5	石崎 涼子	独立行政法人森林総合研究所主任研究員	森 林	欠席
6	梅崎 薫	埼玉県立大学保健医療福祉学部教授	社会福祉	出席
7	加藤 裕康	埼玉県議会議員	地方行財政	出席
8	小堀 洋美	東京都市大学環境学部教授	自然環境保全	欠席
9	佐谷 和江	株式会社計画技術研究所代表取締役	都市計画	出席
10	高橋 政雄	埼玉県議会議員	地方行財政	出席
11	○田端 講一	埼玉県農業会議副会長	農 業	出席
12	田村 琢実	埼玉県議会議員	地方行財政	出席
13	土屋 惠一	埼玉県議会議員	地方行財政	出席
14	藤澤 慎也	埼玉県議会議員	地方行財政	出席
15	吉田 芳朝	埼玉県議会議員	地方行財政	出席
16	若松加寿江	関東学院大学理工学部教授	防 災	出席

※ 五十音順。敬称略。

◎は会長、○は会長代理

委員 16 名中、出席委員 13 名、欠席委員 3 名

別紙2

第62回埼玉県国土利用計画審議会 出席職員名簿

所 属	職 名	氏 名
企画財政部	参事兼 地域政策局長	川 上 和 宏
企画財政部 土地水政策課	課 長	上 木 雄 二
環境部 みどり自然課	副 課 長	玉 熊 英 一
農林部 農業政策課	課 長	猪 口 隼 人
農林部 森づくり課	課 長	大 澤 裕
都市整備部 都市計画課	課 長	細 田 哲 也
都市整備部 田園都市づくり課	課 長	中 山 毅

【事 務 局】

所 属	職 名	氏 名
企画財政部 土地水政策課	主 幹	中 村 雅 彦
	主 査	黒 須 定 雄
	主 査	田 中 規 之

別紙 3

○司会（中村土地水政策課主幹） 定刻になりますので、ただいまから第 62 回埼玉県国土利用計画審議会を開会いたします。

私は、進行役を務めさせていただきます県土地水政策課主幹の中村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、委員の出席状況を報告いたします。委員総数 16 名中、現在のところ出席委員 12 名で、過半数の委員が出席していらっしゃいます。

したがって、埼玉県国土利用計画審議会規則第 5 条第 2 項の規定により、本日の会議は定足数を満たしております。

次に、資料の確認をさせていただきます。まず事前に配付させていただきました資料でございます。審議会配付資料一覧、審議会次第、委員名簿、議題関係資料といたしまして、資料 1 「埼玉県土地利用基本計画の変更（案）について」、諮問書の写しでございます。

参考資料として、参考資料 1-1 「埼玉県土地利用基本計画について」、A 3 縦判、3 枚つづりのもの、参考資料 1-2 「埼玉県土地利用基本計画計画書」、参考資料 1-3 「埼玉県土地利用基本計画計画図」の総括図、参考資料 2 「第 4 次埼玉県国土利用計画」平成 22 年 12 月版、参考資料 3 「埼玉県国土利用計画審議会について」、参考資料 4 「埼玉県国土利用計画審議会関係規程」、そして参考資料 5 「国土利用計画法（抄）」、以上、10 種類でございます。

また当日配付資料といたしまして、テーブルの上に座席表及び職員名簿をお配りしております。不足の資料がございましたら、お知らせください。——よろしいでしょうか。

それでは、開会に当たりまして、川上参事兼地域政策局長から御挨拶申し上げます。

○川上参事兼地域政策局長 おはようございます。地域政策局長の川上でございます。

委員の皆様には、本日ご多用の中、第 62 回埼玉県国土利用計画審議会に御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。また日ごろ県政全般にわたり御指導、御鞭撻を賜っておりますことを、この場を借りて重ねてお礼申し上げます。

本日は本年度、初めての審議会でございます。諮問事項といたしまして「埼玉県土地利用基本計画の変更（案）について」御審議をお願いいたしたいと考えております。具体的には関越道坂戸西スマートインターチェンジに隣接しております、坂

戸市における産業系土地区画整理事業の見通しが明らかになったことに伴う農業地域の縮小について、御審議をいただきたいと存じております。

詳細につきましては担当課長から御説明をさせていただきますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○司会　　続きまして、委員の皆様を御紹介申し上げます。五十音順に御紹介いたします。

浅枝隆会長です。

○浅枝会長　浅枝でございます。よろしくお願い致します。

○司会　　浅野目義英委員です。

○浅野目委員　どうぞよろしくお願いいたします。

○司会　　石井平夫委員は、本日、所用のため欠席です。

石井依子委員です。

○石井委員　　よろしくお願いいたします。

○司会　　石崎涼子委員は、本日、所用のため欠席です。

梅崎薫委員です。

○梅崎委員　　梅崎です。よろしくお願いいたします。

○司会　　加藤裕康委員です。

○加藤委員　　加藤です。よろしくお願い致します。

○司会　　小堀洋美委員でございますが、交通の関係でただいま遅れております。

佐谷和江委員につきましても、交通の関係で遅れております。

続きまして、高橋政雄委員です。

○高橋委員　　よろしくお願いいたします。

○司会 田端講一委員です。

○田端委員 田端です。よろしくお願いします。

○司会 田村琢実委員です。

○田村委員 よろしくお願いします。

○司会 土屋恵一委員です。

○土屋委員 よろしくお願いします。

○司会 藤澤慎也委員です。

○藤澤委員 よろしくお願いします。

○司会 吉田芳朝委員です。

○吉田委員 お願いします。

○司会 若松加寿江委員です。

○若松委員 よろしくお願いいたします。

○司会 委員の皆様におかれましては、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、出席しております職員を紹介いたします。川上参事兼地域政策局長です。

○川上参事兼地域政策局長 よろしく申し上げます。

○司会 土地水政策課・上木課長です。

○上木土地水政策課長 よろしくお願いいたします。

○司会 みどり自然課・玉熊副課長です。

○玉熊みどり自然課副課長 よろしくお願ひいたします。

○司会 農業政策課・猪口課長です。

○猪口農業政策課長 よろしくお願ひいたします。

○司会 森づくり課・大澤課長です。

○大澤森づくり課長 よろしくお願ひいたします。

○司会 都市計画課・細田課長です。

○細田都市計画課長 よろしくお願ひいたします。

○司会 田園都市づくり課・中山課長です。

○中山田園都市づくり課長 よろしくお願ひいたします。

○司会 以上でございます。

ただいま佐谷委員が到着されました。御紹介いたします。佐谷和江委員です。

○佐谷委員 どうも遅くなりました。よろしくお願ひします。

○司会 それでは、議事に入らせていただきます。会議の進行は埼玉県国土利用計画審議会規則第5条第1項の規定に基づき、浅枝会長にお願ひいたします。

○議長（浅枝会長） それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めさせていただきますと思います。

まず議事に入ります前に、議事録に署名をお願ひする委員を指名してくださいということですが、審議会規則第7条第2項の規定により、私から指名させていただきますと思います。今回は若松委員と石井委員にお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、よろしく申し上げます。

次に、本日の議事を公開してよろしいかどうか、皆さんにお伺いしたいと思います。審議会規則第6条では、審議会の会議は公開する。ただし、出席委員の3分の2以上で議決したときは公開しないことができるというように規定されています。本日の議題は、議事次第にありますとおり「埼玉県土地利用基本計画の変更(案)について」の1件でございます。諮問事項ですが、原則のとおり公開してよろしいでしょうか。皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、異議はないということで公開にしたいと思います。傍聴を希望されている方は今回いらっしゃいますか。

○司会 傍聴を希望されている方が4名おります。

○議長 それでは、傍聴を希望されている4名の方を入室させてください。

(傍聴者入室)

それでは、諮問事項「埼玉県土地利用基本計画の変更(案)について」を審議いたします。事務局から資料の説明をお願いします。

なお、説明は着席したままで結構です。

○上木土地水政策課長 土地水政策課長から説明をさせていただきます。

それでは、知事から諮問させていただきました「埼玉県土地利用基本計画の変更(案)について」御説明を申し上げたいと存じますが、新しい委員の方もいらっしゃいますので諮問事項の説明に入る前に、まず土地利用基本計画が土地利用に関する個別規制法がある中で、どのような位置付けと役割を持っているかにつきまして御説明を申し上げます。併せて土地利用基本計画の構成、組み立てについても御説明いたします。

参考資料1-1を御覧いただきたいと思います。

まず、位置付けについてでございます。資料の上の方に二重線の四角で囲まれました埼玉県土地利用基本計画とありますが、この計画は国土利用計画法の規定によ

り都道府県のみで策定が義務付けられているものです。現在の埼玉県土地利用基本計画は、基本となる国土利用計画の全国計画が平成20年7月に埼玉県計画が県議会の議決を経て平成22年12月に改定され、また県政の基本計画である埼玉県5か年計画が平成24年3月に策定されたのを受けまして、昨年度この審議会で御検討いただき、平成25年2月に第5次計画として改定されております。

なお、埼玉県土地利用基本計画 計画書につきましては参考資料1-2として、第4次埼玉県国土利用計画につきましては参考資料2として配付させていただいております。

土地利用基本計画の役割でございますが、大きく2つございます。まず、土地利用行政に関するマスタープランとして位置付けられております土地利用に関する個別規制法、これは資料の右上の方に記載してございます都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法、また森林法などを指しますが、これらの法律に基づく計画や規制の総合調整機能を果たすという役割がございます。個別規制法による区域区分、具体的には都市計画法の都市計画区域や農振法の農業振興地域などがございますが、この区分は土地利用基本計画で定める区域区分、すなわち都市地域や農業地域などと整合させ、その個別規制法に基づいて土地利用規制が行われるという制度設計になっております。

したがって、土地利用基本計画は開発行為について直ちに法律上の拘束力を有するものではございませんが、土地利用行政に関するマスタープランとして個別規制法との連動を制度上、予定させることにより総合調整機能を果たしております。

2つ目に、土地利用目的の審査基準としての役割がございます。現在、国土利用計画法に基づく土地売買等の事後届出という制度がございます。この届出は土地取引があった場合に、その土地利用の目的を審査するための制度でございますが、その審査における基準としての機能がございます。

つまり土地利用の目的がこの計画の内容に沿ったものになっているのかどうかを直接計画に照らし合わせてチェックすることになります。また都市計画法を通じてでございますが、開発行為における間接的な基準としての役割も果たします。

以上が土地利用基本計画の役割と位置付けでございます。

次に、この土地利用基本計画の構成でございますが、大きく2つに分かれております。計画の具体的な内容となる計画書と、その計画の内容を図示した計画図となります。

まず計画書についてでございますが、大きく3つの項目について定めております。1つ目として土地利用の基本方向、2つ目として土地利用の調整、3つ目として土地利用基本計画の管理でございます。

その概要でございますが、1枚おめくりいただきまして2ページ目を御覧ください。1つ目の土地利用の基本方向でございますが、国土利用計画の埼玉県計画の基本理念をもとに、「県土の有効利用」、「人と自然が共生し、美しくゆとりある県土利用」、「安心・安全な県土利用」、そしてこれらを実現するベースとなる「多様な主体の参画・計画的な県土利用」の4つの項目を立て、県土利用の基本方向を示しております。

また、埼玉県5か年計画を参考として、一番下でございます区域区分図のように県土を県南地域、圏央道地域、北部地域、秩父地域の4つの区域に区分をし、それぞれの地域の実情に即した土地利用について基本方向を示しております。

恐縮ですが、3ページ目をお開きください。項目の2つ目の土地利用の調整でございます。まず土地利用の原則でございますが、五地域区分の都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域でございますが、これを設定し、それぞれの地域区分ごとに土地利用の原則を示しております。

なお、この五地域区分につきましては、都市地域は都市計画法に定める都市計画区域、農業地域は農振法に定める農業振興地域、森林地域は森林法に定める国有林及び地域森林計画対象民有林の区域、自然公園地域は自然公園法に定める自然公園の区域、自然保全地域は自然環境保全法に定める県自然環境保全地域に相当する地域というように、土地利用に関する個別規制法と適合、整合させ、一体のものとして運用しております。

大変恐縮でございますが、お配りしております参考資料1-3の図面、埼玉県土地利用基本計画の総括図をお開きください。計画図は5万分の1の縮尺で、五地域区分を図示したものを作成することとなっております。本県の場合、県全体で3分割した図面を作成することになります。今、委員の皆様にご覧いただいております図面は、この計画図を1枚の図面で表示するための参考図面としての総括図ということになります。内容につきましては縮尺が異なるだけで総括図と全く同じものとなります。

計画図の右上の凡例を見ていただきたいのですが、ここにありますように都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の五地域を表示しております。図面では都市地域をピンク色の枠で、農業地域をオレンジ色の枠で、森林地域を緑色の枠で、自然公園地域を青色の枠で、また自然保全地域を紫色の枠で囲ってございます。さらに詳細な表示として、例えば都市地域のうちピンク色のべた塗りには市街化区域、ピンク色の縦の線を引いているところは市街化調整区域を示しております。

この計画図における五地域の区分でございますが、個別規制法で定めるそれぞれの区域と整合しておりますので、相互に重複して区域設定がなされる地域も多くご

ざいます。例えば図面の右上を見ていただきたいのですが、凡例の下 10 センチメートルくらいのところに幸手市がざいます。オレンジ色のべた塗りとピンク色の縦線が重なった区域が幸手市と表示されているあたりに広く広がってざいます。ここは農用地区域と市街化調整区域が重なっていることを表しております。このように重複した地域の間においては、どちらを優先して取り扱うのかという調整が必要になります。そこでこの調整方針を導き出すために土地利用の基本方向を示し、その基本方向に立って具体的な土地利用の調整等に関する事項などを定めております。

恐縮でざいますが、以後の説明でこの図面は使用いたしませんので、疊んでくださいようお願いいたします。

参考資料 1-1 の 3 ページ目にお戻りいただきたいと存じます。五地域区分の重複する地域における土地利用の調整指導方針の項目を御覧ください。

計画書では、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域のうち二地域以上が重複した場合、あらかじめそれぞれの優先順位など調整指導方針を定めまして、共通認識に立った円滑な土地利用の調整を図っております。地域区分の重複の例でざいますが、都市地域と農業地域が重複する地域では、都市計画法で定める市街化調整区域と農振法で定める農用地区域が重複する場合、農用地としての利用を優先するなどとしております。

次に、土地利用基本計画の管理でざいますが、庁内調整や市町村との連携などの推進体制、土地利用基本計画の実効性を保つための点検について記載をしております。

以上が土地利用基本計画の構成、組立の概要でざいます。

土地利用基本計画の策定や変更にあたりましては、国土利用計画法の規定により当審議会の意見を聞くこととされております。このたび計画図の一部を変更したいので、御審議をお願いするものでざいます。

それでは、本日の諮問事項について御説明を申し上げます。資料 1 をお手元をお願いいたします。2 枚おめくりいただきたいと存じます。

1 ページ目の「坂戸農業地域の縮小について」を御覧ください。今回の変更内容について御説明申し上げます。

まず 1 の変更内容でざいますが、埼玉県坂戸市大字粟生田他地内、約 33 ヘクタールにつきまして、土地利用基本計画の計画図にあります農業地域を縮小するものでざいます。

次に、2 の変更理由でざいますが、今回諮問させていただいております土地につきましては、関越自動車道坂戸西スマートインターチェンジに隣接した土地区画整理事業による計画的な市街地整備、具体的には産業団地整備の見通しが明らかと

なりましたことから、この土地における総合的な農業振興を図る必要がなくなることによるものでございます。

なお、坂戸西スマートインターチェンジは本年8月25日に開通しております。

次に、3の土地区画整理事業の概要でございますが、事業主体は（仮称）入西東部土地区画整理組合でございます。事業面積は約26ヘクタールで、その全てが市街化区域に編入される予定でございます。

なお、農業地域の縮小面積33ヘクタールとの差でございますが、事業面積にはこの区域内を通る関越自動車道などの面積が含まれていないことによるものでございます。事業区間は平成25年度から平成29年度までの5年間で予定しております。

次に、4の五地域区分の面積を御覧ください。こちらは県全体の五地域区分の指定状況を示しております。今回の変更は、上から2つ目の農業地域を16万8,603ヘクタールから33ヘクタール縮小しようとするものでございます。

1枚おめくりいただき、2ページを御覧ください。位置図の中央に赤色で囲った部分が今回の場所でございます。

恐縮ですが、もう1枚おめくりください。3ページ目でございます。折り畳んでございますので広げていただけますでしょうか。先ほど土地利用基本計画の総括図を御覧いただきましたが、今回の変更について諮問いたしました坂戸市付近を抜粋したものでございます。中央の赤い枠で囲った区域が変更する対象区域となります。赤い枠の部分はオレンジ色で着色されており、縦の線が入っておりますので、右上の凡例を参照していただきますと都市地域の市街化調整区域と農業地域の農用地区域が重複している地域ということになります。

1枚おめくりいただきまして、4ページ目になります。さらに変更区域を拡大した土地利用基本計画図となります。上が変更前、下が変更後ということになります。上の図の黄色の部分が土地区画整理事業の予定地で、都市地域の市街化調整区域と農業地域の農用地区域が重複している地域でございます。変更後は下の図のように市街化区域への編入を予定しております。市街化区域は計画的に市街化を図る区域であるため、農業振興地域―土地利用基本計画では農業地域ですが、市街化区域に編入される部分を縮小するということになります。

ちなみに、都市地域の変更はどうなるのかと申しますと市街化調整区域から市街化区域になるわけですが、これは都市地域の細区分の変更になりますので都市地域という大枠の変更は生じません。今回は農業地域の縮小のみということになります。

5ページ目をお開きください。土地利用現況図でございます。区域の中央を南北に関越道が走っておりまして、それぞれ西側と東側にアクセス道路がございますが、その他の区域の大部分は田、畑となっております。

続きまして、6ページ目をお開きください。土地利用計画図でございますが、現在のところこのような区割り図を計画しておりまして、事業地内の外縁部には公園や緩衝緑地帯を整備することとしております。

次に、7ページ目をお開きください。用途地域図でございますが、今回の予定地の用途地域は工業地域を予定しております。

大変恐縮ですが、8ページをお開きください。航空写真でございます。赤の点線で囲まれた部分に変更区域となります。この写真は、坂戸西スマートインターチェンジ完成前の平成24年1月に撮影されたものでございます。

次に、9ページをお開きください。土地区画整理事業の概要となっております。内容につきましては、後ほど御覧いただければと思います。

次に、最後の10ページになります。土地利用基本計画を変更する場合、関係する市町村長の意見を伺うこととなっておりますが、坂戸市長さんから意見はございませんでした。今回、変更する区域は、坂戸市の総合振興計画で工業、流通系などの土地利用を推進する地域に位置付けられているところでございます。

以上で、坂戸農業地域の縮小に係る「埼玉県土地利用基本計画の変更（案）について」の説明を終わらせていただきたいと思います。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの諮問事項「埼玉県土地利用基本計画の変更（案）について」の審議をいたします。御意見等ございましたらお願いいたします。――はい、どうぞ。

○高橋委員　　坂戸市長から意見は特になかったということなのですが、通常、意見照会をすると首長からは意見がないものなのですか。それを聞きたいと思います。

○議長　　事務局としてはいかがでしょうか。普通このような場合、あまり意見等は出てこないものなのでしょうか。

○上木土地水政策課長　　お答え申し上げます。土地利用計画の変更に当たりましては、事前に一定程度の時間をかけまして調整をした上で、最終的な手続の1つとして地元の市長の意見を聞くということになっております。この段階で反対するような意見を出されないように事前調整をいたしますので、普通は特に申し上げる意見はありませんという回答をいただいております。

○高橋委員　　ありがとうございました。

事前に地元市からは十分に意見をいただいているということですね。分かりました。

○議長　　その他ございますでしょうか。――はい、どうぞ。

○土屋委員　　このインターチェンジ周辺なのですが、土地区画整理事業をもとに整備されるということなのですが、埼玉県では市街化調整区域から市街化区域に編入するに当たっては、土地区画整理事業を実施しなければいけないのかということが、まず第1点目として伺いたいと思います。2点目として、このインターチェンジ周辺に当たりましても土地区画整理を実施しますと同意する方がいる一方で、反対される方もいるのかなと思うのですが、その割合がどの程度なのか教えていただきたいと思います。

また、圏央道が今後、東北自動車道までつながりますと、ポイント、ポイントでインターチェンジを設けていくことになると思うのですが、その場合も土地区画整理事業を前提として周辺整備を進めていくのか、お伺いしたいと思います。

○議長　　事務局の御回答をお願いします。

○細田都市計画課長　　都市計画課長の細田でございます。

市街化調整区域から市街化区域へ編入する場合、土地区画整理事業を実施するというのが1つの方法でございます。土地区画整理事業以外にも県企業局が事業主体となる産業団地の造成の方法もございますので、全て土地区画整理事業に限定しているわけではございませんが、土地区画整理事業がかなり多いという状況でございます。

○中山田園都市づくり課長　　2点目の同意の割合につきまして、田園都市づくり課で御回答します。

地権者につきましては125名おりまして、そのうち119名、同意をしております。反対の方につきましては差し押さえを受けているとか、単価が少し合わないという理由で、同意はされていない状況でございます。

また、圏央道沿線でのインターチェンジ周辺ではこのような土地区画整理事業が前提であるのかという御質問ですが、1点目の線引きの御回答と重複しますが、必ずしも土地区画整理ということではなく、これまでの例では、県企業局が造成をした産業団地につきまして線引きをしている事例もございます。それぞれ地域によっ

てどのような事業手法を選ぶかは、地権者と当該市や町が調整をした上で決めていくという現状でございます。

○議長　よろしいでしょうか。

○土屋委員　現在、圏央道は桶川北本インターチェンジまで開通していますが、その先の事業の実施状況は、市が土地区画整理事業を前提として産業団地などを整備する場合、その計画は現時点で進んでいるのでしょうか。インターチェンジが開通する前にある程度土地区画整理事業を進めなければ、地権者の同意率もなかなか上がっていかないと思うのですが、そのあたりの状況をお伺いしたいと思います。

○議長　お願いします。

○中山田園都市づくり課長　坂戸市以外の地域で、産業系の土地利用を考えている地区がいくつかございます。その中には土地区画整理事業を進めている地区もございます。現在、地権者の協議会が設立されている、あるいは事業者が見えている、それから同意もほぼ取れていて事業が準備されている、そういう地区はございます。インターチェンジの開通を見込んで、あるいは若干遅れますが整備の効果を捉えて土地利用転換をしたいという地区では並行して地元の調整が進められております。

○議長　よろしいでしょうか。

○土屋委員　はい。

○議長　そのほかございますでしょうか。――はい、どうぞ。

○田端委員　お世話になります。私は専門が農業分野なのでその観点から聞きたいのですが、諸先輩がおっしゃっているとおり、地元坂戸市の石川市長さんから意見がないということで、それだけ十分に事業計画自体が熟したのだと思います。しかし、農業者の立場とすれば、地域の発展は必要だと考えますが、33ヘクタールの広大な農業地域の縮小、基盤整備した立派な農地がなくなってしまうのですが、この場所で長く農業をして生活していた方が結構いらっしゃるのだと思いますし、そのような方々は離農したのか、どうなのか心配もあります。地域の発展のために最終的には我慢したのでしょうか。

先ほどから話を聞いていますと、何人か同意しない方もいらっしゃるのですが、我々がよく耳にするのは、かんがい施設を整備した場合には8年は農業以外の用途に変えられないのです。ところが、地域のために優先的に開発が進んでいきます。確かにスマートインターチェンジは必要でしょうが、農地の減少は最小限にしてもらいたいと思います。今回の土地区画整理事業の区域内で農業をして生活していた人はどうされるのか、分かったら参考に教えていただければと思います。

○議長　この地域は非常に良い農村の風景が広がっていたところでしたので、お分かりであればお答えをお願いします。

○中山田園都市づくり課長　田園都市づくり課でお答えさせていただきます。

坂戸市でこの地区の農地を所有されている農家の方に意向を確認しております。120世帯ほどございまして、引き続き営農するために代替農地を希望の方が7世帯、希望はしないが農業の経営形態を変更することで農業を続けていくという方が1世帯、もともと経営規模が小さくて農業経営の継続に支障がないという農家の方が4世帯ございまして、残りの108世帯につきましては、いわゆる兼業農家ということで、離農または他に安定した収入があるので特に支障がないというのが意向確認の結果でございます。

○議長　皆さん、一応支障はないというような御回答だろうと思います。そのほかございますか。――はい、どうぞ。

○佐谷委員　いろいろな事業の進捗状況について教えていただきたいのですが、土地区画整理の事業期間が平成25年から29年ということで、これは組合施行だと思っておりますが、今どういう進捗状況のところにあるのかが1点目です。

2点目として農振農用地の除外や市街化区域編入を概ねどのくらいの時期に考えていらっしゃるのか。今日の諮問が通ったところはあると思うのですが、そのあたりのスケジュールを教えていただければと思います。

○議長　お願いします。

○中山田園都市づくり課長　田園都市づくり課でお答えさせていただきます。

この地域につきましては、まずこの後、都市計画審議会が予定されておまして、担当といたしますと、年度内中に市街化区域編入をしたいと考えております。併せて、農振農用地の除外と土地区画整理事業の認可につきましては、手続的には同時

に進めてまいりたいと考えております。土地区画整理事業の内容につきましては、速やかに認可がとれるような状況で事業計画書の整理を進めております。認可後につきましては、造成と併せて上屋の建築等も進められればというようなスケジュールでこの年度内で終わらせる事業計画でございます。

○議長　ほかにございますか。――はい、どうぞ。

○加藤委員　この土地区画整理事業は県が土地利用基本計画などいろいろと計画をつくっている中で、坂戸市でこのような事業をやりたいという発想をしたわけですよ。地権者の協力を得て決めて、それに沿って進めている。この事業では、県は自分の財産を増やすわけではないですよ。つまり、土地利用をこのように変えたいということをいっているのでしょうか。この事業を進めるのには県の出費はあるのでしょうか。

○議長　いかがでしょうか。

○中山田園都市づくり課長　事業につきましては、私どもでは土地利用調整を行っております。今回、坂戸市につきましては、組合施行の土地区画整理で行います。この事業に県として財政的な支援をするということはありません。地元と地権者で土地利用転換を図っていくこととなります。

その他につきましては、企業が独自で開発行為をして立地をする地区もございます。あるいは県企業局が産業団地の造成をしますが、投資した費用につきましては、分譲することで回収していますので、出しっ放しではないということでございます。

○議長　よろしいでしょうか。

○加藤委員　分かりました。

○議長　そのほかございますか。――よろしいですか。

それでは、私から1つ、このような考え方もあるのかなという資料を用意してきております。今、お配りしますので御覧いただければと思います。

(資料配付)

先ほど田端委員のお話にもありましたように、ここは非常に良い農業地域が広がっていたわけです。それが工業地域になるということで、もちろんそこに生活していらっしゃる方にも影響するわけですし、場合によったら環境にも影響しかねないわけです。ですが工業地域と良い環境というのは、必ずしも相反するものではないという御認識を持っていただきたいと思っています。

今、お配りしましたのは、越谷市の北の方にある四季の道という場所の写真です。ここでは住民の方々が主体になって、例えば道沿いに水路をつくったり、その中に自然がたいへん豊かな場所をつくっていくことで、住宅地域の開発をやられています。なぜこれが良いかと思いましたが、住宅地でなくても、工場の敷地でも同様ですが、例えば水路ではその周りがコンクリートでつくられた敷地になっていたとしても、その中では自然は保たれます。さらに大きな木があれば、その木の樹冠の中では自然は保たれます。場合によっては絶滅が危惧されています猛禽類などが巣をつくったりもします。こうした簡単な工夫でその場所が、例え工場の敷地になったとしても元の自然を、また、場合によっては、良い自然を併せ持つということも可能なわけです。

今回対象になっている地域も隣が高麗川ですね。高麗川には既に良い自然があります。ですからこの場所が例え工場の敷地になるとしても、工夫次第で良い自然を残すようなことが可能です。それが将来的にこの地域の財産になっていくと思われれます。ここに将来来られる企業の方にも、こうしたことを考えていただくことが必要なように思います。地域の自然をより高いものにすることで、先ほど説明がありました埼玉県土地利用基本計画の基本方針にある「人と自然が共生し、美しくゆとりある県土利用」、そして、この地域は圏央道地域ですが、その一段目に書いてある、田園環境と調和した産業基盤づくりの推進という方向に向かっているのではないかなと思ひ、話題として紹介させていただきました。

何か御意見等ございましたらお願いします。

○加藤委員 2枚の写真がありますが、同じところですか。

○議長 場所は多少違っているかもしれませんが、道路に沿って、このような水路が掘られています。この水路ですが、1つだけ加えますと、護岸の石の間はコンクリートが詰まっていますが、この部分は少し工夫があると良いと思うのですが、いずれにしても、こうした風景はもともとの日本にあった水路の風景ですね。そうしたものを道に沿って掘られています。我々日本人にとってはこのような風景は様々な場所で見ているのでそれほど珍しいものではないのではないかとは思ひます。しかし、外国人の方には非常にすばらしい風景と映ります。こうした風景は、海外か

らのお客さん呼び込む上でも非常に重要なポイントになろうかと思えます。そういう意味でも日本の原風景を何がしかの形で残して、観光ポテンシャルにつなげていくようなことも1つのあり方のように思います。

このように、例えばある場所に工場ができたとしても、それは決して観光とか日本の原風景というものの喪失とつながるわけではないということ、いろいろな工夫で両立できるものだとお考えいただければと思います。

○中山田園都市づくり課長 田園都市づくり課です。

ただいま会長さんから御紹介いただきました内容につきましては坂戸市にお話をさせていただきます。埼玉県のイメージとしては、屋敷林を創出するイメージとして、高木植栽帯等を植栽できるような緩衝帯も土地利用計画の中で反映させていただいておりますが、周辺の自然環境との連携というように1つの試みとして審議会から紹介があった旨を坂戸市に伝えさせていただきます。

○議長 よろしくお願ひします。

そのほか、何か御意見等ございますでしょうか。――よろしいですか。

それでは、これまでの御意見を集約いたしますと、知事から諮問のありました「埼玉県土地利用基本計画の変更（案）について」は御異議がないようですので、諮問については適当であるという旨の答申をしたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、その旨を知事に答申することにいたします。答申の文案につきましては、私に御一任いただくということでよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございました。

それでは、定刻の時間の前ではございますが、審議の終了ということにさせていただきます。

そのほか、事務局から何かございますでしょうか。

○上木土地水政策課長 土地利用基本計画の変更について今後の予定でございますが、速やかに国土交通大臣へ協議をいたします。早ければ年明けには国土交通大

臣から協議を了した旨の回答をいただき、その後、変更の決定を行い、速やかに埼玉県報にてその要旨の公表を行う予定でございます。

本日は熱心に御審議いただき、誠にありがとうございました。今後とも御指導のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございました。以上で議長の職を解かせていただきます。会議に御協力ありがとうございました。

○司会 熱心な御審議をいただき、誠にありがとうございました。

以上で第 62 回埼玉県国土利用計画審議会を終了いたします。気を付けてお帰りください。

—了—